

薬物乱用防止

に関する Q & A



公益社団法人
東京都薬剤師会

はじめに

薬剤師法第一条では、薬剤師の役割を大きく三つに分けて、「調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする」としています。

我が国の薬剤師の歴史的な背景から、医薬品の供給とりわけ調剤に対する思い入れが、他の二つの業務に比べると強い傾向がありますが、およそ我が国で使われる医薬品は、その対象が「ヒト」であれ「ヒト以外」であれ、薬剤師の管理下に置かれなくては適正使用の確保は望めないと考えています。薬剤師は、それぞれの場面で「その医薬品がいかにかに正しく・適正に使われているか」を確認し、指導し、教育することが必要です。

東京都薬剤師会では平成24年4月に、会員の皆様の公衆衛生活動の一助となるよう、人々が生活する環境を「薬学」や「公衆衛生」から俯瞰して『消毒に関するQ&A』を作成し、大変好評を得ました。

そこで今回は、乱用の拡大が懸念され、大きな社会問題となっている「脱法ハーブや脱法ドラッグ」も含めた、『薬物乱用防止に関するQ&A』を作成しました。薬剤師の役割である「医薬品適正使用の確保」という観点からも、また東京都が国に先行して「指定薬物の規制」を進めている現状からも、大変時宜を得た冊子と思います。

本冊子は、薬物乱用とは何か、具体的な薬物名、法的な規制や薬剤師の具体的な関わり方等、網羅的に記載されています。また、前回の消毒同様にQ&A方式を採用し、薬剤師が説明しやすく、一般の方々が容易に理解できるような工夫がされています。薬局業務の際の服薬指導に伴う説明に留まらず、学校薬剤師が携わる「医薬品に関する教育」の場や、スポーツファーマシストとしての活動の際、さらには在宅医療の現場でも、多くの薬剤師の方々にご活用いただき、「薬物乱用に関する啓発」の一助となることを期待しています。

最後に、本冊子の発行に多大なるご尽力をいただいた、東京都薬剤師会公衆衛生委員会の各位に敬意を表します。

平成26年4月

公益社団法人 東京都薬剤師会
会長 山本 信夫

1. 薬物乱用について	2
2. 乱用される薬物について	8
3. 違法(脱法)ドラッグについて	20
4. 薬物乱用に関する法律・規制	27
5. 薬剤師が薬物乱用防止にどう関わるか	32
6. 薬物乱用防止に関する相談	36
*薬物乱用防止に関するクイズ	38
*薬物乱用防止に関する一覧表	49
*参考文献	53
*索引	54

●発行にあたって

近年、入手が容易な脱法ハーブ等の違法薬物使用による事件・事故が多発し、大きな社会問題となっています。東京都薬剤師会公衆衛生委員会では、薬剤師が都民・患者の相談や服薬指導を実施される際の参考としていただくことを目的に、薬物乱用防止に関する冊子を作成いたしました。

本冊子では、乱用される多様な薬物を整理し、薬物乱用に関する用語や法の規制・条例などの最新情報を掲載するよう努めました。また、違法薬物だけでなく、一般用・医療用医薬品の目的外使用による乱用防止という視点から薬剤師の関与についても触れています。日常の薬局業務はもちろん、学校薬剤師、スポーツファーマシスト、在宅医療に携わる様々な立場の薬剤師の先生方に活用していただければ幸いです。

公益社団法人 東京都薬剤師会 公衆衛生委員会 委員長 平田紀美子

1 薬物乱用について



まずはじめに、薬物乱用に関連する用語について、意味をおさえていただきたいと思います。一般的には、薬物乱用・薬物依存・薬物中毒は、同じような意味で使われることが多いのですが、本来はそれぞれ違う意味を持った用語です。



Q 薬物乱用とは？



Ans.

薬物乱用とは医薬品を医療目的から逸脱して使用することや、用法用量を守らず使用すること、あるいは医療目的のない薬物を不正に使用する『行為』をいいます。もともと医療用医薬品は治療や検査のために使用されるものであり、その目的以外に使うことはたとえ1回使用しただけでも乱用といえます。